

大分県技能者表彰候補者選考基準

1 目的

大分県技能者表彰要綱（昭和47年8月8日伺定）第3条及び第4条に定めるものについて、別紙「犯罪歴を有する者の表彰審議に要する経過年数」に抵触しないことを表彰要件として、次の基準により選考するものとする。

2 大分県技能顕功賞及び大分県基盤技術顕功賞

(1) 経過年数

現に表彰に係る技能を要する職業に従事しており20年以上の経験を有する者。ただし、極めて優れた技能を有し、全国又は県内における当該技能の第一人者と目されている者については、10年以上の経験を有する者。

(2) 基準年齢

表彰に係る年度の11月1日現在の満年齢が50歳以上の者とする。ただし、極めて優れた技能を有し、全国又は県内における当該技能の第一人者と目されている者については、35歳以上の者とする。

(3) その他

大分県技能顕功賞又は大分県基盤技術顕功賞のいずれも受賞したことのない者とし、選考に際しては、技能に関する免許、資格及び表彰歴などを参考とする。

3 大分県技能特別功労賞

(1) 基準年齢

特に設けない。

(2) 対象となる技能競技大会等

技能に関する国際大会及び国内大会（技能グランプリ、技能五輪、アビリンピック、若年者ものづくり競技大会等の全国規模の技能競技大会）で上位入賞した者

4 大分県技能優秀賞

(1) 基準年齢

表彰に係る年度の11月1日現在の満年齢が30歳未満の者

(2) 対象となる技能競技大会等

技能に対する県内大会等で上位入賞し、かつ技能に関する免許、資格を有する者

5 選考委員会

大分県技能者表彰要綱第6条にいう、専門の知識または経験を有する者とは、次の者とする。

(1) 大分県商工観光労働部長または審議監

(2) 大分県職業能力開発協会会長及び副会長

(3) (一社)大分県技能士会連合会会長

(4) (一社)大分県工業連合会会長

(5) 大分県産業科学技術センター長

附 則

この基準は、昭和47年8月8日から適用する。

附 則

この基準は、平成7年5月31日から適用する。(一部改正)

附 則

この基準は、平成9年4月1日から適用する。(一部改正)

附 則

この基準は、平成21年6月1日から適用する。(一部改正)

附 則

この基準は、平成25年7月1日から適用する。(一部改正)

附 則

この基準は、平成27年4月1日から適用する。(一部改正)

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。(一部改正)

附 則

この基準は、平成31年4月26日から適用する。(一部改正)

犯罪歴を有する者の表彰審議に要する経過年数

区 分		刑法犯罪又はこれ れに準ずる犯罪	左記及び交通事件 即決裁判手続の適 用を受ける道路交 通法違反の罪以外 の犯罪	交通事件即決裁判 手続又は軽犯罪法 違反
経過年数起算日				
懲役又 は禁固 の刑の 宣告を 受けた 者	その執行を終わり、 又は執行されるこ とがなくなった日	20年	10年	
	執行猶予期間の満 了又は恩赦によりそ の刑の宣告が効力を 失った場合にあつて は、その刑の宣告を 受けた日	15年	7年	
罰金刑 の宣告 を受け た者	罰金を完納した日	10年	5年	
	執行猶予期間の満 了又は恩赦によりそ の刑の宣告が失った 場合にあつては、そ の刑の宣告を受けた 日	5年	3年	
交通事件即決裁判手続によっ て罰金刑の宣告を受けた者及 び軽犯罪法違反により拘留又 は科料の宣告を受けた者につ き、その宣告の日（情状の重 い者）				5年
同上（その他の者）				3年